

平成30年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第2回総会

日 時 平成30年2月26日（月）午前9時00分

会 場 市総合福祉保健センター 視聴覚室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 原 田 真 司	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 議事

- (1) 議第5号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第6号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第8号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

開会 午前 9時07分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催します。よろしく申し上げます。

木村議長            まず総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、3番・菊地ひとみ委員、4番・土屋喜久夫委員に申し上げます。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長に申し上げます。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたら申し上げます。

(報告事項朗読)

木村議長            ただいまの報告について、何かご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

木村議長            ないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長                    それでは早速、議事に入ります。

木村議長                    議第5号から議第9号までの議案について一括上程します。

(1) 議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第6号「事業計画変更申請書の審議について」

(3) 議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」

(5) 議第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」

以上、議第5号から議第9号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限は、議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」、12番渡辺委員、議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、よろしくお願ひします。

菅井委員                    はい、議長。17番、菅井です。

去る2月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、本会の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づき審査を行いました。

なお、今回は現地調査が必要な案件はありませんでした。

事前審査において申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 10時06分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席を願います。

(渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

(議案書順位 6 番朗読)

この件につきまして、17日に土屋委員、小野推進委員と検討させていただきました。現場は最上川向かいの土地であり、雪で行けませんでしたので、直接貸人の■■■■さんのお宅に電話して確認させていただきました。長年耕作放棄していたところを借人の■■■■さんがネギを作付するということでしたので、問題ないと思われれます。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 7 番朗読)

この件につきましても17日、土屋委員、小野推進委員と検討させていただきました。譲受人の渡辺委員に確認したところ間違いなく水稻を作付するということで、問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 10 番朗読)

この件につきましても17日、土屋委員、小野推進委員と検討させていただきました。貸人と借人は祖父、孫の関係に当たり、青年給付金の関係上、使用貸借権を設定するということでしたので、問題ないと判断しました。また、借人の■■■■君にも確認したところ、間違いなく樹園地として使用するということを確認させていただきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木久一です。

同じく12ページをごらんください。

(議案書順位8番朗読)

この件は1月にも審議されまして許可になった地区でありまして、場所は白岩バイパスと白岩に老人ホームがありますが、そこに通じる道路の交差点の南側、バイパスの西川の方面に向かいまして左手のほうにある田んぼでありまして、17日、木村会長、眞木早百合委員、加藤委員、さらに菊地推進委員と現場を見てまいりましたが、雪も結構多かったです。目印に田んぼの中に鉄塔がありまして、その関係かと思われまして、その同じ田んぼの中の一画が雑種地扱いになっていまして、1月の申請ではこの雑種地を除いて申請許可になったものでありまして、このたび一括してそこを水田として耕作するというふうな予定から、今回その場所も申請してもらったというふうな状況になっております。これから先、水田として利用するというようなこともあり、問題なしというふうに見てまいりました。地区審査のほうも異議ありませんでした。

(議案書順位9番朗読)

2月15日に菊地弘美委員、渡辺推進委員と現場を確認してまいりました。現場は譲受人の[ ]さんの自宅のすぐ

隣に同じく■■■■さんのサクランボ畑があるんですが、それに続いた畑になっております。今後、計画どおりに野菜を作付するというふうな内容でありますので、計画どおりであれば問題ないというふうに確認してまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位6番から順位10番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）



木村議長 全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(渡辺裕之委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第5号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第6号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番、佐藤義広です。

(議案書順位1番朗読)

これにつきまして、17日、土屋委員、小野推進委員と現状を調査してきました。事由の詳細のとおりであり、何ら問題ないと確認してきました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位1番は、駐車場用敷地への転用になっております。申

請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

なお、議第7号農地法第5条での審議もお願いいたします。以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第6号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

(議案書順位 4 番朗読)

この件につきまして、17日、渡辺委員、今井推進委員と現地を調査してきました。現地は産業通りのマツダ営業所の南側に位置する住宅地の一角にある空き地でして、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと判断してきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 5 番朗読)

この件につきまして、17日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。現地は石山鉄工所の交差点から踏切を渡って南側に広がる住宅地の中にある田んぼであり、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位 6 番朗読)

この件につきまして、17日、渡辺委員、今井推進委員と現地を調査してきました。現地は園芸試験場の真向かいにある住宅地にある一角でして、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てきました。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 7 番、8 番朗読)

順位の7番、8番は山交営業所の東側に位置する住宅地にあります。7番がラーメン店の南側、8番がラーメン店の東

側にある土地でして、周辺は宅地化が進んでおり、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 9 番朗読)

この件につきましても、17日、土屋委員、小野推進委員と現地を調査してきました。住宅地にある土地であり、申請事由のとおりであれば何ら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (農地主査)

順位 4 番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は住宅の用、もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益施設が連帯している地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位 5 番から 8 番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 9 番は、駐車場用敷地への転用になっています。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と

判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番の佐藤委員、12番の渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、

地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、20ページをお開きください。

(議案書朗読)

貸借権設定においては、いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議ございませんでした。また、中間管理事業においては、いずれの農地も農業振興地域内であり、地域の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員をお願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木久一です。

同じく、農用地利用集積計画書になります。20ページをごらんください。

(議案書朗読)

農地利用集積円滑化事業につきましては、地区内でも認定農業者であり、借受者が認定農業者であり問題ないというふうに考えております。地区審査でも異議はありませんでした。なお、中間管理事業につきましては、いずれも農業振興地域

内の農地であって、農業支援センターに貸すということでありましたので、問題ないというふうに考えます。

以上です。

木村議長 4番、三泉地区は。

鈴木委員 済みません。

続きまして、申しわけございません、集計表の中で落としましたので、ナンバー4番、三泉地区。

(議案書朗読)

いずれも農振地内であり中間管理事業のほうに貸し付ける分であるので問題ないと思っております。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員 はい、議長。8番、大泉邦彦です。

29ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも新規就農者や認定農業者等に貸し付けるもので、問題なく、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番、相原 稔です。

農地利用集積計画書、31ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域内にあり地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。13番、眞木早百合です。

30ページの間管理事業のページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域区内であり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。



事務局（農地主査） いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上です。

木村議長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。  
議第8号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定いたしました。  
議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室）

木村議長 関係委員に申し上げます。議第8号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐） はい、議長。議第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」ご説明します。

この指針は、農地利用最適化交付金の交付を受けるため、国の示す目標値をもとに本市の農地等の利用の最適化の推進を図る上での目標を設定するものです。

農業委員会等に関する法律第7条において農地等の利用の最適化の推進に関する指針が次のように定められております。

農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めるように努めなければならない。第1目、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標。第2目、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法。第2項、農業委員会は前項の指針を定め、またはこれを変更しようとするときは農地利用最適化推進委員の意見をきかなければならない。第3項、農業委員会は、第1項指針を定め、またはこれを変更するときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。第1項に従いまして、寒河江市農地等の利用の最適化の推進に関する指針を作成するため議案としたものです。

なお、2月8日に農地利用最適化推進委員会議を開催いたしまして、第2項による推進委員に指針（案）を示し、意見を求めました。推進委員から指針（案）についての質問はありましたが、変更等の意見はありませんでした。

また、2月21日に開催しました運営委員会において農地利用最適化推進委員会議の結果を報告し、運営委員に意見を求めましたが、運営委員会においても原案のとおりでよいとの意見になっております。

指針につきましては、全国農業会議所が作成しました参考例が公表されております。本日お示ししている指針（案）は、参考例をもとに文言や数字を加筆修正したものです。

では、指針（案）をごらんください。

36 ページ、第1 基本的な考え方です。

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務とされました。本市においては平地と中山間地があり、いずれにおいても今後取り組んでいかなければならない課題があります。

2 具体的な目標と推進方法になります。

1、遊休農地の発生防止・解消について。(1) 遊休農地の解消目標です。平成28年度農地利用状況調査等により現状は遊休農地の割合が2.24%になっております。農地利用最適化交付金実施要綱等により平成35年3月目標を1%としております。なお、推進委員からは農業人口が減り、遊休農地がふえていくと思われる中、1%目標設定は現実的ではないのではないかとの指摘がありましたが、国が目標を1%以下としているため、そのように設定したということでご了承をいただいております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ですが、農地の利用状況調査と利用意向調査、農地中間管理機構との連携、非農地判断により進めてまいります。

推進委員会議において③に関しまして、これまで非農地判断をした実績があるかとの質問がありました。利用状況調査により非農地判断をしたことはありませんと答えております。

2、担い手への農地利用の集積・集約化について。(1) 担い手への農地利用集積目標の現状は、耕地及び作付面積統計の数字になります。一番下の注1に記載しておりますが、農林水産業・地域の活力創造プランの政策目標により80%の集積率を目標としているため、平成35年3月の集積率を80%としております。

38 ページの参考、担い手の育成・確保は、平成28年度

の実績になります。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法につきましては、人・農地プランへの積極的な参画、農地中間管理機構等との連携、農地の利用調整と利用権設定、所有者等を確認することができない農地の取り扱いについて記載しております。

39ページ、3、新規参入の促進について。(1) 新規参入の促進目標ですが、現状は平成28年度の実績です。目標は、実現可能な数字とするため、毎年4経営体、3ヘクタール。内容としまして個人が毎年3人、1ヘクタール、法人が1法人2ヘクタールと設定しております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、関係機関との連携、新規就農フェア等への参加、企業参入の推進、農業委員会のフォローを行うとしております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

なお、先ほど事務局から説明あったとおり、先に推進委員の会議を開いてこの旨を了承していただいたということでもありますので、それを踏まえて質問をお願いしたいと思います。ございませんか。

(発言なし)

木村議長

それでは採決します。

議第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

(全員挙手)

木村議長            全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長            これで本日上程された議案については全て議決されました。  
以上をもちまして、本日の総会を終了します。  
どうもご苦労さまでした。

閉会    午前10時52分

平成30年2月26日

第2回総会 議長.....

議事録署名委員 3番委員.....

議事録署名委員 4番委員.....